

新規保育園の利用定員の設定について

特定教育・保育施設の確認を行う際には、施設の利用定員を定める必要がある。

今年度、本区では認可保育所3園を整備する予定があることから、子ども・子育て支援法第31条第1項及び第2項、墨田区子ども・子育て会議条例第3条第1項に基づき、墨田区子ども・子育て会議において各園の利用定員設定について意見を聴取することとする。

参考

【子ども・子育て支援法】

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

【墨田区子ども・子育て会議条例】

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び区長に意見を述べるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 墨田区子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (5) その他区長が必要と認める事。